

低炭素建築物新築等計画に係る申請手数料

●一戸建ての住宅及び一戸建ての住宅以外の建築物の住戸部分に係る低炭素建築物新築等計画に関する認定申請又は変更認定申請手数料

区分		手数料の額		
		認定申請	変更認定申請	
適合証又は設計住宅性能評価書が添付された場合	一戸建ての住宅	6,000 円	3,000 円	
	一戸建ての住宅以外の建築物の住戸部分	総住戸数が2戸～5戸	12,000 円	6,000 円
		総住戸数が6戸～10戸	20,000 円	10,000 円
		総住戸数が11戸～25戸	34,000 円	17,000 円
		総住戸数が26戸～50戸	56,000 円	28,000 円
		総住戸数が51戸～100戸	100,000 円	50,000 円
		総住戸数が101戸～200戸	159,000 円	79,500 円
		総住戸数が201戸～300戸	200,000 円	100,000 円
総住戸数が301戸～	214,000 円	107,000 円		
適合証及び設計住宅性能評価書のいずれも添付がない場合	一戸建ての住宅	36,000 円	18,000 円	
	一戸建ての住宅以外の建築物の住戸部分	総住戸数が2戸～5戸	72,000 円	36,000 円
		総住戸数が6戸～10戸	100,000 円	50,000 円
		総住戸数が11戸～25戸	141,000 円	70,500 円
		総住戸数が26戸～50戸	202,000 円	101,000 円
		総住戸数が51戸～100戸	288,000 円	144,000 円
		総住戸数が101戸～200戸	391,000 円	195,500 円
		総住戸数が201戸～300戸	513,000 円	256,500 円
総住戸数が301戸～	603,000 円	301,500 円		

●一戸建ての住宅以外の建築物の共用部分及び非住宅部分(工場等部分に限る。)に係る低炭素建築物新築等計画に関する認定申請又は変更認定申請手数料

区分		手数料の額	
		認定申請	変更認定申請
適合証又は設計住宅性能評価書が添付された場合	300㎡以内	12,000 円	6,000 円
	300㎡を超え1,000㎡以内	21,000 円	10,500 円
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	34,000 円	17,000 円
	2,000㎡を超え5,000㎡以内	100,000 円	50,000 円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	159,000 円	79,500 円
	10,000㎡を超え25,000㎡以内	200,000 円	100,000 円
	25,000㎡を超えるもの	250,000 円	125,000 円
適合証及び設計住宅性能評価書のいずれも添付がない場合	300㎡以内	113,000 円	56,500 円
	300㎡を超え1,000㎡以内	143,000 円	71,500 円
	1,000㎡を超え2,000㎡以内	185,000 円	92,500 円
	2,000㎡を超え5,000㎡以内	288,000 円	144,000 円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	371,000 円	185,500 円
	10,000㎡を超え25,000㎡以内	443,000 円	221,500 円
	25,000㎡を超えるもの	515,000 円	257,500 円

●一戸建ての住宅以外の建築物の非住宅部分(工場等部分を除く。)に係る低炭素建築物新築等計画に関する認定申請又は変更認定申請手数料

区分		手数料の額	
		認定申請	変更認定申請
適合証又は設計住宅性能評価書が添付された場合	300㎡以内	12,000 円	6,000 円
	300㎡を超え2,000㎡以内	34,000 円	17,000 円
	2,000㎡を超え5,000㎡以内	100,000 円	50,000 円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	159,000 円	79,500 円
	10,000㎡を超え25,000㎡以内	200,000 円	100,000 円
	25,000㎡を超えるもの	250,000 円	125,000 円

適合証及び設計住宅性能評価書のいずれも添付がない場合	300㎡以内	249,000 円	124,500 円
	300㎡を超え2,000㎡以内	396,000 円	198,000 円
	2,000㎡を超え5,000㎡以内	562,000 円	281,000 円
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	690,000 円	345,000 円
	10,000㎡を超え25,000㎡以内	814,000 円	407,000 円
	25,000㎡を超えるもの	927,000 円	463,500 円

※備考

低炭素建築物新築等計画に関する認定申請又は変更認定申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合(計画通知申出)の手数料の額は、お問い合わせください。